

九州大学九重研修所（山の家）使用規程

平成17年度九大規程第14号
制定：平成17年 8月 1日
最終改正：平成26年 9月29日
(平成26年度九大規程第39号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学九重研修所（山の家）（以下「山の家」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理運営責任者)

第2条 山の家管理運営責任者を置き、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(使用者の範囲)

第3条 山の家を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）の学生及び職員
- (2) 本学の元職員
- (3) 本学卒業生で九州大学同窓会連合会に加入している同窓会の会員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営責任者が適当と認めた者

(休業日)

第4条 山の家管理運営責任者が別に定める。

(使用の申込み及び許可)

第5条 山の家を使用しようとする者は、使用開始15日前までに、所定の使用申込書を提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

(使用期間)

第6条 山の家管理運営責任者は、原則として、1泊2日以上4泊5日以内とする。

(適正な使用)

第7条 山の家を使用する者（以下「使用者」という。）は、この規程及び第11条に規定する管理運営責任者が定める事項（以下「規程等」という。）を遵守し、適正に使用しなければならない。

2 管理運営責任者は、使用者が、規程等及び許可条件に違反したときは、使用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。

3 前項の使用の中止又は許可の取り消しによって生ずる損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 使用者が、その責に帰すべき事由により山の家管理運営責任者の施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料等)

第9条 使用者は、使用を開始する前までに、次の表に定める雑費、暖房費及び施設使用料（以下「使用料等」という。）を財務部経理課に納付しなければならない。

区 分	料 金
雑費	1人1泊につき 520円
暖房費	暖房期間中（10月～5月）1人1泊につき300円
施設使用料（第3条第2号から第4号までの使用者が負担する経費）	1人1泊につき 1,100円

2 前項の使用料等は、還付しない。ただし、台風、降雪等の自然災害により、やむをえず使用を中止した場合は、この限りではない。

(事務)

第10条 山の家の管理運営に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、山の家の管理運営に関し必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第14号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第16号)

この規程は、平成21年6月18日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第69号)

この規程は、平成22年11月1日から施行し、改正後の九州大学九重研修所(山の家)使用規程の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年度九大規程第6号)

この規程は、平成24年6月18日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第116号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第156号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第39号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。